

技術継承者育成事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 県は、技術継承者育成事業実施要綱第4条の規定に基づき、指定組合に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において「補助事業」とは、補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助事業を行う者をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業及び経費は、次のとおりとする。

(1) 事業計画作成等事業

別表第1に掲げる経費

(2) 施設等整備事業

別表第2に掲げる経費

(3) 講座運営事業

別表第3に掲げる経費

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、助成の対象としない。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員が事業主又は役員となっている団体

(3) 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する団体

(補助額)

第4条 前条の経費に対する補助額は、次のとおりとする。

(1) 事業計画作成等事業

100万円以内

(2) 施設等整備事業

300万円以内

(3) 講座運営事業

100万円以内

(申請書の様式等)

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は様式第1号による補助金交付申請書（正1通、副1通）により知事に申請するものとする。

2 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(添付書類)

第6条 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、別記様式第1号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

(補助事業の遅延等の報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記様式第3号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の概算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、様式第3号により請求書1部を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第13条 実績報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(実績報告書の提出時期等)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第9条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から20日を経過した日又は当年度3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(正1通、副1通)を知事に提出するものとする。

(処分制限財産の指定)

第15条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得し、又は効用が増加した機械装置又は工具器具であって、その取得価格又は増加価格が50万

円以上の物とする。

(書類の整備等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成5年7月7日から施行する。

附 則 (平成23年 4月 1日改正)

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和4年 1月 1日改正)

この要綱は、令和4年 1月 1日から施行する。

別表第1

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
事業計画作成等事業	謝金	専門家謝金
	旅費	委員旅費
	庁費	会議費、会場借料、印刷製本費、 資料購入費、通信運搬費、委託費、 消耗品費

別表第2

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
施設等整備事業	施設整備費	施設整備費
	庁費	備品購入費、消耗品費

別表第3

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内容
講座運営費	謝金	専門家謝金
	庁費	会議費、会場借料、工場借料、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、教材費、修繕費、消耗品費

様式第1号

技術継承者育成事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて名)
埼玉県知事

事務所の所在地
産地組合等の名称
代表者の氏名

下記により標記補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 金 円
- 2 補助事業の内容及び経費配分計画 別紙事業計画書及び予算書のとおり
- 3 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

別紙

(年度)

事業計画書

事業区分	期 間	内 容

予 算 書

(単位： 円)

1 収入

収 入 区 分	予 算 額	備 考
県 補 助 金		
一般会計からの充当金		
合 計		

2-1 支出（事業計画作成事業）

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	左のうち補助金充当額
事業計画作成等事業	謝 金		
	旅 費		
	庁 費		
	合 計		

2-2 支出（施設等整備事業・講座運営事業）

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	左のうち補助金充当額
施設等整備事業	施設整備費		
	庁 費		
	合 計		
講座運営事業	謝 金		
	庁 費		
	合 計		

3 経費の配分（事業区分： ）

経費区分	内 訳	補助事業に要する 経費（P）	左 の 内 訳	（P）のうち 補助金充当額
合 計				

技術継承者育成事業費補助金交付決定通知書

観光第 ー 号
年 月 日

<組合名>

<代表者の職・氏名> 様

埼玉県知事

<年>年<月>月<日>日付けで申請の技術継承者育成事業費補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付金額 金 <交付金額> 円
- 2 支払方法 概算払
- 3 条 件

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更するとき（知事が定める軽微な変更をするときを除く。）は、別記様式第 1 号の変更承認申請書により知事の承認を受けること。ただし、次の各号に定める場合はこの限りでない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分を経費区分ごとに 20% 以下の変更をしようとする場合
 - イ 補助金の額を各事業の経費区分相互間でそれぞれ 20% 以下の流用をしようとする場合
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、別記様式第 2 号の中止（廃止）承認申請書により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、別記様式第 3 号の遅延等報告書により速やかに知事に報告してその指示を受けること。

様式第3号

技術継承者育成事業費補助金概算払請求書

年 月 日

(あて名)
埼玉県知事

事務所の所在地
産地組合等の名称
代表者の氏名

年 月 日付け観光第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
技術継承者育成事業費補助金を、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
2 補助金の交付請求額 金 円

3 振込先 ふりがな
名 義

金融機関名	預金種類	口座番号
銀行 支店	普通 当座	

様式第4号

技術継承者育成事業費補助事業実績報告書

年 月 日

埼玉県知事

事務所の所在地
産地組合等の名称
代表者の氏名

年 月 日付け観光第 号で補助金の交付決定の通知を受けた技術継承者育成事業費補助事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助事業の実施期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 補助事業の成果
別紙成果表のとおり
- 4 補助事業に要した経費の精算に関する事項
別紙精算書のとおり
- 5 その他参考となる資料（写真など）
別 添

別紙

成 果 表

事業区分	期 間	内 容

精 算 書

(単位： 円)

1 収入

収 入 区 分	予 算 額	決 算 額	備 考
県 補 助 金			
一般会計からの充当金			
合 計			

2-1 支出（事業計画作成事業）

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	左のうち補助金充当額
事業計画作成等事業	謝 金		
	旅 費		
	庁 費		
	合 計		

2-2 支出（施設等整備事業・講座運営事業）

事業区分	経費区分	補助事業に要する経費	左のうち補助金充当額
施設等整備事業	施設整備費		
	庁 費		
	合 計		
講座運営事業	謝 金		
	庁 費		
	合 計		

3 経費の配分（事業区分： 事業）

経費区分	内 訳	補助事業に要する 経費（P）	左 の 内 訳	（P）のうち 補助金充当額
合 計				